

雲仙天草国立公園天草地区パークボランティア活動運営基本計画

1 活動運営の基本の方針

天草地区パークボランティアは、雲仙天草国立公園天草地域の保護と利用の適正な推進のため、以下に掲げる活動を行うとともに、円滑な活動の実施のため会員相互の情報交換と親睦を図る。

- (1) 国立公園利用者に対し、自然の紹介・自然の解説・自然との接し方についての説明等を実施し、国立公園の適正な利用を推進する。
- (2) 国立公園内の美化清掃・公園施設の軽微な維持補修・野生動植物の保護等の活動により、景観や自然環境の保全を図る。
- (3) 天草地域の自然に関する調査を行い、利用者に情報提供する。
- (4) その他国立公園の管理に関する事項を実施する。

2 活動の運営体制

- (1) パークボランティア活動は、パークボランティア活動実施計画に基づき実施し、活動に対する指導・助言は、天草自然保護官事務所がこれを行う。
- (2) パークボランティア活動実施計画は、毎年、本基本計画に定める「協力を依頼する活動の内容」に基づき、パークボランティア会員と協議の上、天草自然保護官事務所が九州地方環境事務所の指導・助言を得て作成する。
- (3) パークボランティアに対する活動実施計画の周知、環境省主催行事への協力依頼等の各種連絡は天草自然保護官事務所が行う。
- (4) パークボランティアの募集、登録は九州地方環境事務所が行う。
- (5) 活動実施中の事故防止及び緊急事態の対処法についてマニュアルを策定し、各パークボランティアに周知する。

3 協力を依頼する活動の内容

活動内容（項目・概要）	活動実施期間	活動実施区域
(1) 自然解説活動等 ・国立公園事業施設等での自然解説 ・環境省主催の観察会等の行事の補助	随時 随時	雲仙天草国立公園天草地域全体
(2) 美化清掃及び保護管理活動 ・国立公園周辺海岸清掃 ・動植物の保護活動、パトロール ・登山道や標識等施設の軽微な維	ごみゼロデー（5月30日） 随時 随時	

持補修		
(3) 自然環境等調査		
・ハッチョウトンボ調査	6月～7月	
・ハクセンシオマネキ生息数調査	11月	
・		

4 研修及び登録に関する事項

(1) パークボランティアの研修

九州地方環境事務所は、2年に一度のパークボランティア新規募集のタイミングで新規登録希望者に対し「パークボランティア養成研修」を開催する。また、知識・技能の向上のため「パークボランティア研修会」を年1回以上開催する。

(2) パークボランティアの登録

(1) の「パークボランティア養成研修」修了者で、本活動の趣旨に賛同し、天草地域においてパークボランティアとして活動する意思のある者を九州地方環境事務所長が登録する。

(3) 登録期間は原則として2年間とする。

(4) 年間2回以上活動している者で、登録期間終了後も引き続き活動の継続意思のある場合には、登録の更新ができる。

(5) パークボランティアの都合により活動できない事情が生じた場合は、本人の申し出により、九州地方環境事務所長の了承を得て、最長2年間の活動休止期間を設けることができる。休止期間中は、活動年数は加算しないものとする。

(6) 登録の期間中であっても、本人の申出があった場合、若しくはパークボランティアとしてふさわしくない行為があった場合には、登録の取消ができるものとする。

5 活動に対する便宜供与

(1) 活動中、身につける帽子・ワッペンは、全国統一のものをパークボランティア個人に貸与する。

(2) 活動に使用する文具、工作用具、備品・工具等は必要に応じて九州地方環境事務所で用意し、貸与する。

(3) 活動中の事故に対処するため、環境省の負担によりボランティア保険に加入する。

(4) 活動地までの交通費及び活動中の食費等の経費は自己負担とする。

6 その他活動の運営に関して明らかにしていくべき事項

- (1) 関係自治体や地域の研究機関、観光事業者等との連携を図り、協力して活動を行うとともに、他地区のパークボランティアとの情報交換、交流等を行い相互の活動の向上を図る。
- (2) パークボランティアは、関係法令、監督者の指示を遵守しなければならない。
- (3) パークボランティアは、活動を通じて知った情報、特に個人に関するものを公表・持ち出してはならない。
- (4) パークボランティアは、その名称について無断使用してはならない。

一部改訂 令和7年12月23日